

兵庫県の最低賃金

兵庫労働局

☆地域別最低賃金

| | | |
|----------------|---------------------------------|--|
| 兵庫県最低賃金 | 時間額 | ☆兵庫県の事業場で働くすべての労働者について、この兵庫県最低賃金が適用されます。 |
| | 761 円 (平成25年10月19日発効) | |

☆特定(産業別)最低賃金

| 最低賃金の適用業種 | 時間額 | 適用する使用者 | 適用除外する労働者 |
|--|--|--|---|
| (注6) 繊維工業 | 768 円 (平成25年12月28日発効) | (1) 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業(製糸業、化学繊維製造業、炭素繊維製造業、ねん糸製造業(かさ高加工糸を除く)及びかさ高加工糸製造業を除く。) (2) 織物業(絹・人絹織物業及び麻織物業を除く。) (3) ニット生地製造業(たて編ニット生地製造業及び横編ニット生地製造業を除く。) (4) 染色整理業 (5) 網・網・レース・繊維粗製品製造業 (6) じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業 (7) 繊維製衛生材料製造業 (8) (1)から(7)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (9) (注1)に留意してください | ● 隋い又は雑役の業務 ● 糸繰り、かせ取り、経造し、管巻き、起毛、編立補助、縫製、刺繍、組製造、仕上げ補助、検品、包装、荷造りカード付け、染色準備又は下仕事の業務 ● (注3)(注4)に留意してください |
| 靴下製造業 | 761 円 兵庫県最低賃金 (平成25年10月19日発効) | (1) 靴下製造業 (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) (注1)に留意してください ※平成25年10月19日発効の兵庫県最低賃金が、靴下製造業最低賃金を上回ったことから、平成25年10月19日以降、兵庫県最低賃金が適用されます。 | |
| 塗料製造業 | 884 円 (平成25年12月1日発効) | (1) 塗料製造業 (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) (注1)に留意してください | ● 軽易な運搬又は隋いの業務 ● 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、梱札付け、検数若しくは選別の業務 ● (注3)(注4)に留意してください |
| 鉄鋼業 | 866 円 (平成25年12月1日発効) | (1) 鉄鋼業 (2) (注1)に留意してください | ● 軽易な運搬又は隋いの業務 ● (注3)(注4)に留意してください |
| はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業 | 847 円 (平成25年12月1日発効) | (1) はん用機械器具製造業 (2) 生産用機械器具製造業 (3) 業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (4) (注1)に留意してください | ● 隋いの業務 ● 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベル貼り、梱札付け、検数又は選別の業務 ● 塗装におけるマスキングの業務 ● 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ● 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ● (注3)(注4)に留意してください |
| 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業 | 810 円 (平成25年12月1日発効) | (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2) 電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (3) 情報通信機械器具製造業 (4) (注1)に留意してください | ● 軽易な運搬又は隋いの業務 ● 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械(卓上において行うものに限る。)を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、ラベル貼り又は梱札付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ● (注3)(注4)に留意してください |
| 輸送用機械器具製造業 | 882 円 (平成25年12月1日発効) | (1) 鉄道車両・同部分品製造業 (2) 船舶製造・修理業、船用機関製造業 (3) 航空機・同附属品製造業 (4) 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 (5) その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。) (6) (1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (7) (注1)に留意してください ※「自動車・同附属品製造業」は兵庫県最低賃金が適用されます。 | ● 隋いの業務 ● 塗装におけるマスキングの業務 ● 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ● 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ● (注3)(注4)に留意してください |
| 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業 | 812 円 (平成25年12月1日発効) | (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。) (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) (注1)に留意してください | ● 隋い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ● 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務 ● (注3)(注4)に留意してください |
| 各種商品小売業 ☆「衣、食、住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所」が該当します。 | 781 円 (平成25年12月1日発効) | (1) 各種商品小売業 (2) (注1)に留意してください | ● (注3)(注5)に留意してください |
| 自動車小売業 ☆自動車の小売と修理を兼ねている事業所であっても主として、小売を行っている事業所、カーアクセサリー小売業、自動車部品・附属品小売業等も該当します。 | 824 円 (平成25年12月1日発効) | (1) 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。) (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) (注1)に留意してください | ● 洗車又はワックスかけの業務 ● 塗装におけるマスキング又はさび止め処理の業務 ● (注3)(注5)に留意してください |

(注1) 適用する使用者とは、兵庫県の区域内で適用する使用者欄に掲げるいずれかの産業を営む使用者をいいます。また、これには純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、適用する使用者欄に掲げる産業に分類されるものに限る。)を含みます。

(注2) 業種区分については、日本標準産業分類(平成19年11月改定)の分類によりますので、総務省統計局のウェブサイト(<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19-3.htm>)で確認してください。

(注3) 適用除外する労働者には、適用除外する労働者欄に掲げる業務に主として従事する者のほか、「18歳未満又は65歳以上の者」、「清掃又は片付けの業務に主として従事する者」も該当します。

(注4) 適用除外する労働者には、適用除外する労働者欄に掲げる業務に主として従事する者のほか、「雇入れ後6か月未満の者」であって、技能習得中のものも該当します。

(注5) 適用除外する労働者には、適用除外する労働者欄に掲げる業務に主として従事する者のほか、「雇入れ後3か月未満の者」であって、技能習得中のものも該当します。

(注6) 繊維工業、靴下製造業最低賃金のうち繊維工業については、兵庫県繊維工業最低賃金が、平成22年12月1日から適用されています。

※ 最低賃金は、パートタイム、アルバイト等すべての労働者に適用されます。

※ 最低賃金の発効日が異なりますので、発効日に注意してください。

※ 支払われる賃金のうち次の賃金は最低賃金には含まれません。

① 臨時に支払われる賃金及び1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金 ② 時間外・休日・深夜労働に対して支払われる賃金 ③ 精進手当、通勤手当、家族手当

※ 「技能習得中」とは、習得すべき技能の内容や習得期間が明確であり、計画性をもって実施されるものを指します。

※ 詳しいことは、兵庫労働局労働基準部賃金課(電話078-367-9154)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

「必ずチェック 最低賃金! 使用者も、労働者も」

兵庫労働局 ホームページアドレス

<http://hyogo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>



このリーフレットは、労働者の見易いところに掲示してください。